

香川県条例第2号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公示送達) 第23条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>同条第2項に規定する公示事項(以下この条において「公示事項」という。)</u> を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、 <u>公示事項が記載された書面を県税事務所又は県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を県税事務所又は県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	(公示送達) 第23条 法第20条の2の規定による公示送達は、県税事務所又は県庁の掲示場に <u>掲示して行うものとする。</u>

(香川県都市公園条例の一部改正)

第2条 香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示) 第9条の2 略 2 略	(工作物等を保管した場合の公示) 第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。)の名称又は種類、形状及び数量 (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項 2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示するとともに、<u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）</u>により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとること。 (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号に規定する期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>前項各号に掲げる事項</u>を県公報に登載すること。	(1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。 (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号に規定する<u>掲示の</u>期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>その掲示の要旨</u>を県公報に登載すること。
---	---

(香川県屋外広告物条例の一部改正)

第3条 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示) 第24条 略 2 略 (1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示するとともに、<u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）</u>により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとること。 (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示) 第24条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量 (2) 保管した広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日 (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。 (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する<u>掲示の</u>期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件

者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県公報に登載すること。

(香川県行政手続条例の一部改正)

第4条 香川県行政手続条例(平成7年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。))を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到</u>	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
第3条 略	第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。																																
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																																
<table> <tr> <th>書類</th><th>市町</th></tr> <tr> <td>1～19 略</td><td></td></tr> <tr> <td>20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</td><td>略</td></tr> <tr> <td>21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</td><td>略</td></tr> <tr> <td>22～27 略</td><td></td></tr> <tr> <td>28及び29 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>30～37 略</td><td></td></tr> </table>	書類	市町	1～19 略		20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略	21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略	22～27 略		28及び29 削除		30～37 略		<table> <tr> <th>書類</th><th>市町</th></tr> <tr> <td>1～19 略</td><td></td></tr> <tr> <td>20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</td><td>略</td></tr> <tr> <td>20の2 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td><td>各市（高松市を除く。）</td></tr> <tr> <td>21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</td><td>略</td></tr> <tr> <td>22～27 略</td><td></td></tr> <tr> <td>28 <u>都市公園法（昭和31年法律第79号）、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）並びに同法及び同条例の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td><td>観音寺市 さぬき市 琴平町 多 度津町</td></tr> <tr> <td>29 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>30～37 略</td><td></td></tr> </table>	書類	市町	1～19 略		20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略	20の2 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市（高松市を除く。）	21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略	22～27 略		28 <u>都市公園法（昭和31年法律第79号）、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）並びに同法及び同条例の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	観音寺市 さぬき市 琴平町 多 度津町	29 削除		30～37 略	
書類	市町																																
1～19 略																																	
20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略																																
21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略																																
22～27 略																																	
28及び29 削除																																	
30～37 略																																	
書類	市町																																
1～19 略																																	
20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略																																
20の2 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市（高松市を除く。）																																
21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略																																
22～27 略																																	
28 <u>都市公園法（昭和31年法律第79号）、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）並びに同法及び同条例の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	観音寺市 さぬき市 琴平町 多 度津町																																
29 削除																																	
30～37 略																																	

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条並びに次項及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の香川県税条例第23条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項及び次項において「一部施行日」という。）以後にする公示送達（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達をいう。以下この項において同じ。）について適用し、一部施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の香川県行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、一部施行日以後にする通知について適用し、一部施行日前にした通知については、なお従前の例による。